## 人文社会科学研究科 (一貫制博士課程) 文芸·言語専攻学位論文審査基準

令和 元年5月8日 文芸・言語専攻教育会議

## (審査体制)

- (1) 審査委員のうち、少なくとも主査1名(研究指導)と副査2名(研究指導または授業担当)の合計3名は、人文社会科学研究科内の専攻教育会議の構成員から 指名する。
- (2) 副査は原則として3名以上とする。
- (3) 副査のうち1名は領域外から選ぶこと。
- (4) 論文の内容に照らして必要と判断される場合には、専攻外の審査委員や学外の 審査委員を積極的に含めること。なお、この委員は上記の「領域外の副査」とみ なす。
- (5) 審査委員のうち少なくとも1名は、審査委員会解散後引き続き1年以上にわたって専攻の研究指導担当教員であること。
- (6) 専攻外の審査委員や学外の審査委員は、その所属機関の研究科博士課程担当者 または博士号取得者に限られ、そうでない場合は別途資格審査が必要となる。

## (評価項目)

- ① 論文テーマの意義: 論文テーマの学術的意義がその背景とともに明確に提示されているか。
- ② 先行研究の概要と批判的検討: 関連する先行研究を網羅し、その概要を捉えるとともに、批判的検討が行えているか。
- ③ 対案の提唱: 既存の理論や説に代わる対案が明示的に提唱され、その優位性が示されているか。
- ④ 論の構成と論証方法: 問題設定から結論に至るまでの論の構成が適切にできているか。さらに、論証過程が明確で、実証的かつ論理的に展開されているか。
- ⑤ 論文の体裁と研究倫理の遵守: 学位論文として適切な形式を備え、かつ引用箇所の明示や参考文献・関連資料への言及など研究倫理も遵守されているか。

## (評価基準)

上記の評価項目すべてを満たす博士学位申請論文を、最終試験を経た上で、合格とする。